

函館市監査公表第9号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年8月19日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 金 澤 浩 幸

函館市監査委員 池 亀 睦 子

函 総 務

令和4年(2022年)7月26日

函館市監査委員 様

函館市長 工藤 壽樹



令和3年度(2021年度)包括外部監査の結果に基づく措置の通知について

令和4年(2022年)3月30日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

別紙

令和3年度（2021年度）包括外部監査の結果に基づく措置

（特定の事件名 市税及び国民健康保険料，介護保険料（以下「市税等」という。）に関する事務の執行について）

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
総務部	<p>情報システム管理について（意見） 市税等の業務においては，電子計算機の監視や電算室の管理および電子計算機稼働計画の作成等を外部事業者に委託している。</p> <p>市税等の情報は重要な個人情報であり，情報漏洩を防止する観点からも適切な情報管理体制を維持することが重要である。</p>	15	<p>市税等の業務において，①電子計算機の監視および管理等，②電子計算機稼働計画の作成等，③電子計算機の運用およびオペレーション，④データパンチ入力，⑤プログラムの作成および修正，⑥製本および封入封緘の業務について外部事業者に委託しているところであるが，情報管理体制については，函館市個人情報保護条例（平成2年函館市条例第30号）および函館市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程（平成元年1月31日訓令第1号）に則り適切に運用されてきたところであり，外部事業者との契約において，個人情報の取り扱いについて必要な事項を定めているほか，外部事業者からの情報漏洩防止の観点から定期的な立入検査を実施しているところであり，今後についても，情報漏洩を防止する観点から同様の対策を行うとともに，アクセス制御や外部からの不正アクセスの防止等技術的な対策を含め，適切な情報管理に努めてまいりたい。</p>